

愛別町立愛別小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日策定
(平成 29 年 5 月 改訂)

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法より)

上述の考えのもと、本校においては全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、学校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定した。

基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを努力していく。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高めて、自尊感情を育ていく教育活動を推進していく。
- (3) いじめ早期発見のため、様々な手段を講じていく。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけではなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたっていく。
- (5) 学校と家庭が協力して、事後指導に当たっていく。

2 いじめの未然防止の取組み

児童一人一人が、認められお互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校教育活動全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感や成就感を育み、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努めていく。

道徳の時間では、命の大切さについて指導を行っていく。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らないふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らせていく。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

- ①いじめについて考える集会

いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

- ②ありがとうの日

関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高めるために、「ありがとうの日」を毎月3日、9日の2日間設定する。

- ③毎月1回、自己肯定感を育てる日(道徳の日)と位置付けて、心のノートなどを活用して心と心の連携を図る。

- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

- ①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤とな

るものである。」というスタンスに立ち、以下の教育活動を推進していく。

- ・アイペット集会などでの異学年交流の充実
 - ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - ・児童が主体的に取り組める学習活動や宿題プリントの工夫
- ②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動
朝の会などで、ソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。
- ③安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成
年間カリキュラムにおいて活用する力の項目や内容を明確にして、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。
- ④人とのつながる喜びを味わう体験活動
友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成していく。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組み

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じていく。

- ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうることである。」という基本認識にたって、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察をていねいに行うことによって、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ②おかしいと感じた児童がいる場合は、学年や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守っていく。
- ③「学校生活アンケート」「いじめアンケート」、教育相談を年2回ずつ実施し、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。
- ④様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行って、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談で当該児童から悩みなどを聞き、問題の早期解決に図る。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ①いじめ問題を発見した時には、学級担任だけでなく、学校長以下全ての職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者の立場にいる児童にもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④学校内だけではなく各種団体やスクールカウンセラー等の専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭などと連携をとりながら、指導をおこなっていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組み

- ①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かし、決して学校だけで問題解決をするようなことはしない。
- ②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いじめ電話相談力

ード」等のいじめ問題の相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

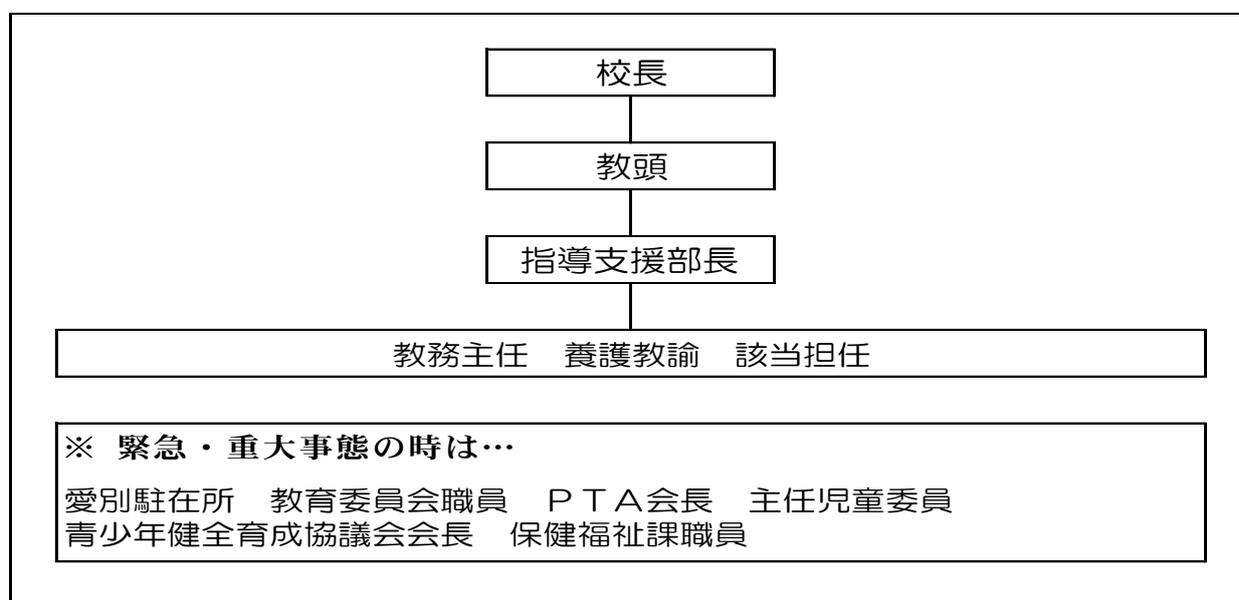
いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会を兼務）

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導係、養護教諭、該当学級担任による特別委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織（緊急生徒指導委員会）

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をするとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により支援体制をつくって対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは、以下のとおりである。

校長、教頭、教務主任、生徒指導係、PTA会長、愛別駐在所、主任児童委員(2名)、青少年健全育成連絡協議会会長、教育委員会職員、保健福祉課職員



5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより本校に在籍する児童の生命、新進又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより本校に在籍する児童が、相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

(2) 対処

- ①重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに町教育委員会へ報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- ②学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事実に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ③調査結果は、被害児童及び保護者に対して適切に報告する。

(3) 重大事態対応フロー図

